

子会社の支配・管理のみを行う純粋持株会社 (エンジェル税制の適用対象外となる場合)

目次

1. 持株会社の種類
2. 純粋持株会社はエンジェル税制適用対象外
3. 事業持株会社はエンジェル税制適用対象の余地あり

1. 持株会社の種類

持株会社（ホールディングス）には、子会社の支配・管理のみを行い自らは一切事業を行わない「**純粋持株会社**」と、子会社の支配・管理だけでなく自らも独自の事業活動を行う「**事業持株会社**」があります。

2. 純粋持株会社はエンジェル税制適用対象外

「純粋持株会社」では独自の事業活動を行いませんので、当該会社には企業要件5における「研究者や新事業活動従事者」が存在せず、また試験研究費等も当該会社で発生することはありません。したがって、**純粋持株会社は企業要件5を満たすことはないため、エンジェル税制の適用余地はありません。**

なお、純粋持株会社においても、連結ベースの場合は子会社の新事業活動従事者や子会社で発生する試験研究費等を連結グループにおける新事業活動従事者や試験研究費等とみることができますが、**エンジェル税制は連結ベースでなく個別ベースの単体企業に適用されるもの**なので、純粋持株会社にはエンジェル税制の適用の余地はありません。

3. 事業持株会社はエンジェル税制適用対象の余地あり

「事業持株会社」では独自の事業活動を行っているため、当該会社には企業要件5における研究者や新事業活動従事者が存在する可能性があり、また試験研究費等も当該会社で発生する可能性があります。

したがって、**事業持株会社は企業要件5を満たすことがあり、エンジェル税制の適用を受けられる可能性があります。**